

令和8年度山形県コンベンション開催支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、コンベンションの県内誘致の促進による地域経済の活性化を図るため、第3条に規定するコンベンションに係る主催者又は誘致団体の経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該主催者又は誘致団体に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「誘致団体」とは、一般財団法人山形コンベンションビューロー、庄内観光コンベンション協会、一般社団法人米沢観光コンベンション協会その他のコンベンションの県内誘致活動を実施する団体をいう。

2 この要綱において、「全国規模」とは、コンベンションの参加対象地域の範囲が東北地方を超えるものをいう。

3 この要綱において、「国際規模」とは、コンベンションの参加対象地域が日本を含む2以上の国又は地域であるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主催者が次の各号に掲げる要件の全てに該当するコンベンションを開催する事業（以下「コンベンション開催事業」という。）又は誘致団体がコンベンション開催事業について補助金を交付する事業とする。

(1) 山形県内で開催される、全国規模以上の学術、文化等の会議及び大会（音楽祭、芸術祭等のイベントやコンサート、演劇等の興行、スポーツ大会その他これらに類するものを除く。）で、会期が1泊2日以上であること。ただし、会期が1日であっても、宿泊を伴い、その前後日にエクスカージョンが開催されるものは対象とする。

(2) 参加者について、全国規模のものにあつては、国内（山形県内を除く。）及び国外在住者のうち山形県内に宿泊する者の数が100名以上、国際規模のものにあつては、国外在住者のうち山形県内に宿泊する者の数が10名以上であること。

(3) 営利を目的としないもの、公序良俗に反しないもの及び社会に悪影響を及ぼす恐れのないものであること。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。

(5) 国又は地方公共団体の主催事業でないこと。

(6) 国又は山形県から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象とする経費は、コンベンションの開催に係る会場費、人件費（地方公共団体職員を除く。）、通信費等とし、参加者の旅費、宿泊費、飲食費、体験費、交流費等の個人給付に該当するものは対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、コンベンション開催事業に係る総事業費からその費用に充てるための会費その他の収入の額を控除した額又は次の算式により算出した額のいずれか低い額とする。

算式

$$A \times 3,000円 + B \times 10,000円$$

算式の符号

A 当該コンベンションに参加するために山形県内の宿泊施設に宿泊した日本国内(山形県内を除く。)に在住する者の人数

B 当該コンベンションに参加するために山形県内の宿泊施設に宿泊した日本国外に在住する者の人数

備考

算式により算出された額が6,000,000円を超えるときは、6,000,000円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、当該コンベンションの開催日の30日前の日(ただし、その開催日が令和8年4月30日より前であるときは、当該開催日の10日前の日)とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 補助金所要額調書(別記様式第2号)
- (3) 当該コンベンション及びその主催者の概要が分かる資料
- (4) 誘致団体の補助金交付に関する規程の写し(令和8年度最初の交付の申請を行うとき又はその後における当該規程変更後最初の交付の申請を行うときに限る。)
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 主催者又は誘致団体は、前項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、主催者又は誘致団体に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助

金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金の額の増又は2割を超える減を伴う変更以外の変更とする。
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（別記様式第3号）に第6条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
 - 4 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかなければならない。
 - (2) 誘致団体は、主催者に補助金を交付するときは、主催者に対し、規則及びこの要綱に定める条件その他知事が補助金の交付の決定に際して付した条件と同様の条件を付さなければならない。
 - (3) 誘致団体は、前号の規定により付した条件に係る事項について承認し、又は指示をしようとするときは、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年3月12日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
 - (2) 補助金精算額調書（別記様式第5号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 第6条第2項ただし書により交付の申請をした主催者又は誘致団体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書により交付の申請をした主催者又は誘致団体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

- 第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 主催者又は誘致団体は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第7号）に資金計画書（別記様式第8号）を添付して知事に提出しなければならない。
- 3 誘致団体は、概算払により補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく主催者に交付しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。